




平成26年1月から事業や不動産賃貸業を営むすべての白色申告者にも記帳が義務付けられました。

# 青色申告の特典で節税を!




所得金額 **約300万円** の方で

青色専従者給与  
+  
青色申告特別控除**65万円** = **約12万円** の節税に!!

青色専従者(100万円)と専従者控除の差14万円+青色申告特別控除の適用差65万円=計79万円で、所得税等(5.105%)+住民税(10%)=計119,300円 この他にも事業税などが節税になります。

※上記の計算は、白色申告との比較で、青色申告特別控除65万円の要件に該当している場合の例です。(令和元年9月現在)

## 面倒な記帳も、パソコンで簡単入力!



**青色申告特別控除**  
最高65万円の所得控除  
(所得金額が限度となります。)


**65万円控除**  
事業所得者や、一定規模以上の不動産所得者が、複式簿記で記帳し、期限内に損益計算書と貸借対照表を確定申告書に添付して提出したとき。

**10万円控除**  
取引を簡易帳簿で記帳したときや、小規模な不動産所得者など。

当会では…

会計ソフト「弥生会計」「やよいの青色申告」や「ツカエル青色申告」の導入から決算まで、マンツーマンでご指導いたします。

※パソコン操作に不安がある方や、簿記が分からない方も、どうぞお気軽にご相談ください。



## 青色申告特別控除もラクラク!

## 青色申告制度とは？



税法に従った正しい税金を計算するために記帳をし、それらの書類を保存します。  
その記帳に基づいて正しい申告をする制度を青色申告といいます。  
青色申告をすることができる個人は、事業所得・不動産所得・山林所得がある人です。

## 青色申告の有利な特典！

### 青色事業専従者給与

事業主と生計を一にする配偶者その他の親族が事業に従事している場合、働きに応じて支払う給与が全額必要経費になります。（事前の届出が必要です）

### 少額減価償却資産の特例

2006年4月1日～2020年3月31日の間に取得した減価償却資産で30万円未満のものは必要経費に算入することができます。（最高300万円まで）

※この他にも、約60種類の特典があります。

# 青色申告会にお任せください

- ◆ 青色申告の方やこれから青色申告をはじめの方にも記帳の仕方から決算までマンツーマンで指導
- ◆ パソコン会計をご希望の方には会員価格で会計ソフトをご提供、導入から決算まで徹底サポート
- ◆ 税務相談や法律相談など専門家による相談会・研修会の開催
- ◆ 小規模企業共済（事業主・共同経営者退職金制度）・中退共（従業員退職金制度）やセーフティ共済、生命共済・傷害保険やがん保険など厚生事業の取扱い
- ◆ 日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）の融資紹介
- ◆ 労働保険や建築業一人親方労災の事務委託
- ◆ 会員制リゾートや旅行割引など様々な福利厚生



## まずは、お気軽にご相談ください



最近、事業を始められた方や初めて青色申告をする方。  
また、青色申告はしているけど帳簿の記帳や決算に自信のない方など。

当会は会費以外の相談料などは一切掛かりません。  
※労働保険の事務委託は、別途手数料6,000円～がかかります。

**入会金：1,000円**（入会時のみ） **年会費：20,000円**

あなたのタックスサポーター  
一般社団法人 **武蔵野青色申告会**



〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-22-12  
TEL. 0422-53-8665 FAX. 0422-51-0826  
E-MAIL : info@musashino-aiiro.com